

# 頻発!

## トライアルエラー・シンドローム

トライアルエラーとは、誰が見ても明らか「間違い」つまり、「誤った裁判」であり、裁判所を心から信頼し、最終の判断をゆだねている我々にとって、呆れかえってもものが言えないほどの、「裏切り行為」なのである。

柳原三佳  
（ジャーナリスト）

裁判なんて、自分とは無縁のものと思っていたが……

裁判所に対して、あなたはどんなイメージを抱いているだろうか。

私は、今回の取材を進めるにあたって、できる限り多くの人に、そのことをたずねるよう心がけてきた。

たくさんのメモのなかからとくに目立ったものを抜粋してみると……

「絶対的なところ」

「別世界」

「離婚や破産のときお世話になるところ」

「殺人などの凶悪事件を裁くところ」

「死刑を宣告するところ」

「だいたいこんな言葉が、第一声として返ってきた。

もちろん、日本国民すべてに聞いたわけではないので断定はできないが、おそらく大半の人が、

「できることなら一生かかわりたくない」

そう思っている場所ではないだろうか。

私だってそうだった。

普通に暮らしていれば、裁判所のお世話になるなんてことはまずないだろうし、そもそも裁判なんて、自分の生活には生涯無縁のものだと思いついてきたのだ。ところがある日突然、私は父の理不尽な死をきっかけに、医療過誤裁判の「原告」という立場で、県を相手に裁判を起こすことになった（214頁参照）。

ジャーナリストという立場で仕事をしている私は、それまでにもいくつかの事件を取材し、たびたび裁判も傍聴していた。しかし、自分が当事者になり、「裁判官」という黒い服を着た人たちと、法廷の柵越しに初めて真剣に向き合ったとき、今まで見えてこなかったさまざまな問題に直面することになったのである。

この事件の詳細については後で説明するが、一審では私たち原告の言い分がまったく通らず、全面敗訴。その後、二審の高裁で一審とはまったく異なる逆転判決が下されるまでには、本当にいろいろな出来事があった。もちろん、結果的には満足のいく内容の判決を得られたのだから幸運なのかもしれない。それでも、私がそれまで抱えてきた裁判官に対するイメージは、残念ながらこの6年間でポロポロに崩れてしまったの

である。

裁判官は本当にわかっているのか

裁判を体験して、裁判制度そのものに不信感を抱く人は少なくない。

私のもとには取材を通して、さまざまな事件の当事者から情報が寄せられるのだが、なかでも最近とくに目立つのが、

「裁判官が事件の意味をまったく理解していない」

「明らかに間違った判決を下された」

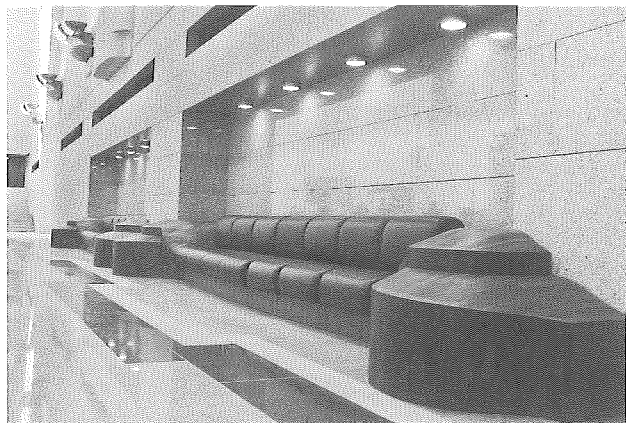
といった怒りの声である。

それは、悔しいとか、負け惜しみとか、もはやそんなレベルの話ではない。

その判決は、誰が見ても明らか「間違い」、つまり「トライアルエラー（誤った裁判）」であり、裁判所を心から信頼し、最後の判断をゆだねている我々一般市民にしてみれば、あきれ返つてものが言えないほどの「裏切り行為」なのである。

いったい私たちが、どんな思いで「裁判所」という

ところに駆け込み、どれだけの祈りと願い、そして時間とお金をかけて判決を待っているか……、そのことを裁判官たちは本当にわかっているのだろうか。



「このままじゃいけない、この実態をもっと一般の人たちに訴えていかなければ……」

そんなことを考えていた矢先、私は幸いにも、日弁連（日本弁護士連合会）が全国の弁護士に対して行なった「問題裁判」に対するアンケート結果に触れることができた。つまり、弁護士から見たトライアルエラーの実例報告である。

アンケート回収数は、民事、刑事、調停など、合わせて1200件。

その内容を見たときは、正直言って驚き、落胆し、オーバーなようだが、日本という国が信じられなくなつてしまった。

そして、私が個人的に収集したトライアルエラーは、まさに氷山の一角であること、裁判官の無知、怠慢、多忙による悲惨なトライアルエラーによる被害は、全国各地に頻発していることがはっきりわかつたのだ。

最近、新聞やテレビで、「司法改革」という言葉をよく目にはするものの、自分とはまったく関係のない、遠い世界の議論のように受け止めている人も多いだろう。正直言って、私自身もいまだによくわからない。

ただ、わからないなりにひとつだけ言えること、それは、実はこの問題は、最終的には私たち一般市民の日常生活に直結しているということだ。

離婚、交通事故、医療過誤、金銭トラブル、不当解雇、セクハラ、冤罪……、裁判に至つたひとつひとつのケースに、本当に正しい判断が下されたかどうか。それを一般市民の目で検証することが、今、何より大切なのではないだろうか。

そこで本稿では、現在の裁判官（ごく一部であることを祈りたいが……）の実態を多くの人に知ってもらうため、実際に、誰がいつ当事者になるかもしれないような身近な事件のなかで発生したトライアルエラーを取り上げる。

当事者、弁護士が実名の場合は、基本的に裁判官名、裁判所名も実名で、また、判決文や反論の文書など、できるかぎり原文のまま掲載した。

もちろん、どの事件もすべて現実起こつたものばかりである。自分が、また自分の家族がそれぞれの当事者だつたら……。そんなふうに、立場を置き換えて、じっくり考えてもらえたらと思つている。

「原告」と「被告」が全部逆!

## 証拠を読む暇のない裁判官

「『原告』と『被告』を何箇所も間違えて書き、意味がさっぱりわからない判決を書いている。理由の説明もきちんと書かれていない」

日弁連の「問題裁判アンケート」のなかに、こんな信じられないコメントを発見した。

思わず、「ウソでしょう……」とつぶやきそうになったが、裁判官ともあろう人が「原告」と「被告」を取り違えたまま判決文を書くことなど、本当にあるのだろうか？

さっそく、この事件の控訴代理人を務めたA弁護士に話を伺うことになった。

A弁護士の話では、「原告」と「被告」を取り違えるという信じられないようなトライアルエラーは、実際に、ある簡易裁判所で起こっていたのだ。

A弁護士は語る。

「私は、控訴の段階から代理人を引き受けたのですが、依頼者は判決のあまりのずさんさに、かなり怒っていましたね。この裁判は、建物の賃借人である依頼人が家主に対して40万円ほどの敷金返還を求める少額訴訟だったのですが、はつきりした理由がわからないまま棄却されたのです。しかも、判決文は意味不明。依頼者としては納得がいかず、どうしてもはつきりさせておきたいということで、結局、控訴することになったのです」

それでは、原告がA弁護士に依頼して、東京地裁に提出した「控訴状」から見てみることにしよう。

### 控訴状

#### 敷金返還請求控訴事件

訴訟物の価額

金四〇万円

貼用印紙額

金五七〇〇円

右当事者間の敷金返還請求事件について、平成一年一〇月二九日言渡された判決は、全部不服であるから控訴をする。

原判決（簡易裁判所判決）の表示

- 一 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

控訴の主旨

- 一 原判決を取り消す。
- 二 被控訴人（家主）は控訴人（依頼人）に対し、金四〇万円及びこれに対する平成一〇年九月一日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
- 三 訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人の負

担とする。

四 仮執行の宣言

との判決を求める。

控訴の理由

原判決は著しい欠陥判決である。

即ち、原判決は、その「事実適示」において、事案に関する基本的な誤解と初歩的なミスを重ねており、また、理由中の判断についても、原告の主張や双方から提出された証拠を厳密に検討することもなく、単に主観的な結論を並べ立てただけであり、これが簡易裁判所の判決であることを考慮に入れても、到底、国民一般を納得させるレベルのものではない。（傍線筆者、以下同）

- 一 原判決が、「第二 当事者の主張」として適示する請求の原因事実は、当事者双方の主張とも異なり、基本的に全て間違っている。すなわち、1、「請求の原因1」の事実については、「被告」

は「原告」の間違いであり、「原告」は、「被告」の間違いである。

2、「請求の原因2」の事実についても、「被告」は「原告」の間違いであり、「原告」は、「被告」の間違いである。

3、「請求の原因3」についても、「被告」は「原告」の間違いであり、「原告」は「被告」の間違いである。

本件の訴訟物は、建物賃貸借の合意解約に伴う賃借人の側からの敷金返還請求権である。従って、敷金を交付したり、建物を明渡したりしたのは賃借人たる原告の側であり、契約の合意解約に伴い、原告は本訴において、敷金の返還を賃借人たる被告に対して求めているのが本訴請求の意味である。

かような極めてポピュラーな典型契約における第一審判決書において、「原告」と「被告」の区別すら曖昧なまま取り違えて書かれた原判決に、何の説得力のあるう筈はない。

4、原判決は、「二 請求の原因に対する認否」の「2」において、「請求の原因」中で「敷金を

憾という他はない。

二 原判決は、理由中で述べる判断についても、自らの主観的・独断的な偏見を縷々述べて、これを控訴人に押し付けている。

しかし、その論旨は、控訴人を納得させるものにはなっていない。

控訴人は、これまで堅実に働いてきたごく善良な自営業者である。

今回、本人で慣れない本人訴訟を遂行したものの、原判決については、どうしても合点がいかず、そのあまりのずさんさに驚き、親しい知人を介して当職を訪れたものである。

かような少額訴訟について、控訴人があえて本件控訴提起までを決意したのには、よくよくの事情があるものと推察されたい。

三 以上のとおりであるから、何卒、庶民大衆の裁判所に対する素朴な信頼を回復するためにも、あやまった原判決を速やかに是正されたく、この控訴に及ぶものである。

尚、正しい事実適示並びに本件において正しく

支払った」旨適示した筈の「被告」が、「敷金を受領した」旨の認否を堂々と掲げている。

また、「その余を否認する。被告は」との記載があるが、明白な余事記載であり、また、「請求の原因2」には、「その余」なる記載は何も存在してはいない。単なるケアレミスであるとも考えられるが、文脈の続き具合からしても意味をなしておらず、この判決裁判官が、この判決を言い渡すに対して傾注した注意とエネルギーの程度を如実に物語っている。

5、「三 抗弁」においては、「1」では、「被告」は、賃借人たる筈もなく、また、「請求の原因」で敷金を支払ったはずの「被告」が、今度は、敷金を返還したことになっている。

「2（一）」については、「原告」は「被告」の間違いであり、「被告」は「原告」の間違いである。当事者の主張とも明白に齟齬しており、まさに、支離滅裂である。

6、以上のような欠陥を伴った判決は、裁判所や裁判官の信用を大きく損ねるもので、はなはだ遺憾

示されるべき理由中の判断については、追って準備書面をもって詳細に陳述したい。

A 弁護士は語る。

「もちろん、本件のようなミスは論外ですが、今の裁判官が忙しすぎるのは事実です。ひとり当たり常時300件くらいの未済事件を抱えており、すべての証拠書類を読みきれないのが現状なのです。私自身の経験から言うと、本気で胸を張って取り組もうとしたらストレスがたまり、身体を壊してしまうかもしれない。そもそも、このような裁判官の状態でもともな判決を期待すること自体に、無理があるのかもしれない」

### 8日後に出された「更正決定」

さて、A 弁護士が「控訴状」を提出してから8日後、問題の判決を書いた簡易裁判所の裁判官名で、「更正決定」という文書が出された。

私たちには耳慣れない言葉なので、さっそく『六法』をめくって見たところ、民事訴訟法第二五七条に、

「更正決定」を説明した次のような条文が載っていた。

「更正決定」

①判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は申立により又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

②更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

つまり、明らかなトライアルエラーがあつた場合、裁判官はいつでも判決内容を修正できる、ということらしい。

今回、原告側から判決内容について厳しい指摘を受けた簡易裁判所の裁判官も、自分の書いた判決文に明らかな間違いがあつたことに気づき、更正決定に踏み切つたのだろう。

以下は、その「更正決定」の全文である。

更正決定

右当事者間の敷金返還請求事件について、当裁判所が、平成十一年一〇月二十九日言い渡した判決に明白な誤謬があるので、職権により次のとおり決定する。

- 一 判決の事実中、「第二 当事者の主張」の
- 1、「一 請求の原因」1、2及び3に「被告」とあるのを全て「原告」と、「原告」とあるのを全て「被告」と、
- 2、「二 請求の原因に対する認否」2を全部削除し、「同2の事実を認める。」と、
- 3、「三 抗弁」1に「賃借人が被告であるとしても」とあるのを「賃借人が原告であるとしても」と、同2（二）に「原告」とあるのを「被告」と、「被告」とあるのを「原告」と、
- 二 判決の理由中、
- 「一 本件建物の賃借人について」に「被告」とあるのを「原告」と、それぞれ更正する。

平成十一年一月十九日

●簡易裁判所

裁判官\*\*\*\*\*

要するに、わずか20日前に書いた判決文のほとんどを、裁判官自らが訂正するという文書である。当事者にとつてみれば、いったい何のために裁判を起したのかと、怒りたくなるのも当然だ。

それにしても、いまだき「誤謬」などという熟語を使う人がどれだけいるだろうか？ なぜ裁判官はもつとわかりやすくストレートに、「判決に明白な間違いがあるのです……」と書かないのだろうか？

なにがなんでも難解熟語を使いたいのなら、せめてふりがなでもふつておいてほしいものだ。

私はこのような文章を見ると、いつも法曹界の欺瞞性、つまり、一般市民の目を欺くような「ずるさ」を感じてしまう。

少し話はそれるが、私は以前、ある事件の被害者から一枚の名刺を見せられ、

「これは、何とお読みすればよいのでしょうか？」

とたずねられたことがある。

それは、「辯護士」という文字だった。

名刺にこの文字を使っている人を責めるつもりはまったくないが、現代の日本には、「辯（べん）」という漢字を読めない人もいることを、ぜひ認識してもらいたいのだ。

とにかく、「原告」と「被告」を取り違える背景にどんな事情があつたのかは知らないが、せめてもつと真摯な態度で、謝意を込めた文章を作れないものか……。私は「更正決定」の文書を読んだとき、一般社会では割りきれない歯がゆさを感じた。

この事件は、その後、B地裁で審理され、平成12年6月5日付で、原告側は勝訴した。

しかし、これだけのエラーを犯してしまった簡易裁判所の裁判官には、何のペナルティもないという。

書証のほとんどを無視した判決

「原告」と「被告」が入れ違っていた、というケースには驚かされたが、今度はなんと、

「重要な書証のほとんどを無視されて、原告敗訴。判決は一覧表が欠落していて意味不明」という、とんでもないアンケートの回答が飛び込んできた。

「貸したお金を返してほしい」という正当な貸金請求裁判を起こしていた原告は、もうカンカン。

原告側のT弁護士も呆れ返ったようにこう語る。「はつきり言って、むちやくちやのひと言に尽きますね……」

さすがにトリアルエラーもここまでいくと、

「裁判官、ひよつとして書証一式をどこかに紛失してしまつたんじゃないか……?」

「裁判官の電卓は故障してるんじゃないですか?」

なんて尋ねたくなってしまうが……。

とにかく、そのひどさについては言葉で説明するよりも、原告代理人がまとめた「控訴理由書」、つまり一審判決への反論をそのまま抜粋したほうが早そうなので、さっそく紹介してみたいと思う。

貸金請求控訴事件  
控訴理由書

第一 形式上の控訴理由

一、3頁3行目

「別紙「金融機関の口座に関する明細」(以下「口座一覧表」という)とあるが、右一覧表が欠落している。

二、3頁7行目

「別紙貸付金明細票(2)……17ないし22」とあるが、20ないし22が欠落している。

三、4頁4行目

「本件明細表(2)記載の各貸付金(以下「本件貸付金1」等という)に就き、返済を求める。」とあるが、原告の返済を求めた金額は金2447万円である。右明細表の金額は金2522万円であ

る。

四、4頁10行目

「被告は、本件明細表(3)11ないし19記載のとおり……払戻金『1442万円』を不当利得した。」とあるが、右11ないし19記載の合計金額は金1538万円であり、金1442万円にならない。また、金1442万円は、金1444万円の誤りである。

五、5頁1行目

「原告は被告に対し、本件明細表(3)1ないし10のとおり、合計859万円を貸し出した。」とあるが、右1ないし10の合計金額は金765万円である。

六、8頁3行目

「原告は、Aの養子でもあった」とあるが、原告はAの養子であった事実はない。

七、11頁5行目

「原告において、本件明細表(1)記載の本件各口座への出し入れが、原告の固有資産を原資としておこなわれた事実は疑わしいというほかないから、原告において、事故の固有資産を原資としな

い、本件貸付をその主張のとおり継続できたと

は到底考えがたいところである。」とあるが、右

は意味不明である。また、「本件各口座への出し

入れ」とあるが、「入」の記載があるだけで「出」

の記載はない。

とにかく、これでもか、これでもか……という具合に、判決文中の「エラー探し」は続いていく。

それにしても、裁判官の一存で、勝手にAさんの養子にされてしまった原告はたまつたものではないだろう。

さて、この次に書かれているのは、「原告の主張についての控訴理由」だが、これはあくまでも「主張」なのであえて省略し、その次の「裁判所の判断についての控訴理由」の部分から、さらに、裁判官の明らか

な「証拠の見落とし」「判断エラー」を、いくつかピツクアップしてみることにしよう。

### 第三 裁判所の判断についての控訴理由

#### 一、7頁2行目

「事案の性質上、必要に応じて適宜証拠を援用しつつ、原告の主張を検討することとする。」との点について。

1、貸金返還請求にあつて、借借書が存在しない場合、貸主が貸金の事実を立証する通常の方法は、出金と入金の流れを証明するための証拠を提出することである。従つて、「事案の性質上」は、適宜証拠を援用するのではなく、右の金員の流れについての証拠を援用すべきである。

2、原告は、右の金員の流れについての証拠を提出しているが、裁判所はほとんどこれを無視している。

#### 二、7頁8行目

「被告への貸付にあたり、その各口座から『払戻し』を受けて、これを被告に現金で手渡し、」とあるが、

1、原告は「払戻し」を受けていない。原告は、被告から頼まれて定期預金を担保に「借り受け」たのである。

預金の残高がないのに、「払戻し」ができるはずがない。証拠を一見すれば一目瞭然である。残高が「マイナス」になっている。

2、「払い戻し」と「借り受け」は、単なる言葉上の表現の問題ではない。裁判所は重大な誤りを犯している。この点は改めて詳細に主張する。

(中略)

#### 六、8頁12行目

「被告から借借証書、領収書を徴した事実……は

いずれも認められない。」とあるが、わが国における母、娘間の金銭の貸借について、借借証書等が作成されないことは決して珍しいことではない。

(中略)

#### 八、10頁7行目

「原告は、本件各貸付の原資の捻出の方法につき具体的に主張立証しないところであるが」とあるが、原告は、原資の捻出の方法を具体的に主張立証している。裁判所がこれら無視しただけである。

細かな立証活動を一所懸命行ってきたのに、そのほとんどを裁判官に無視されたうえ、筋の通らない理由で敗訴した原告はどんな思いがしたことだろう。

ちなみに、一審判決文中の明らかな計算ミスを数えてみたら、なんと約20項目にもものぼったという。

原告側のT弁護士は振り返る。

「この裁判官は最初から職権的で、一方的なもの言

い方をする人だったので、これは下手に逆らったりせず、早く一審を終結させたほうが良いと考えていました。でも、正直言つてここまでひどいとは思いませんでした。計算ミスや資料の添付忘れについては目をつぶるとしても、証拠を無視して勝手に判断するのだけは許せません。裁判官が『返還』を勝手に『不当利得』と判断してしまうんだから、アホらしくてやつてられませんよ」

その後、原告は控訴し、高裁では判決期日が5回延期されたものの、全面勝訴となった。

それにしても、一審に費やした3年余りの歳月は、何だったのか……。

T弁護士から送られてきた一審判決文の表紙には、赤い文字でこう綴られていた。

「裁判官の鼻の下は測るには長すぎる」

「株なんかに手を出すのはおかしい」

## 一般常識が欠如した裁判官

「株なんかに手を出すのはおかしい。もともと株なんてバクチじゃないか!」

東京地方裁判所民事第一部の江見弘武裁判官は、原告の本人尋問が始まろうとしたとき、突然、こう言い放った。

大手証券会社に預けた3億円を、約1年の間にゼロにされ、損害賠償を請求していた原告のAさんは、裁判官のその言葉に思わず自分の耳を疑った……。

Aさんの代理人を務めたK弁護士は、その日の法廷の様子をこう振り返る。

「驚きましたよ。これが、裁判官の口から実際に飛び出した発言なんです。それだけじゃありません。この裁判官は、私が尋問をしている最中に『そのような質問は不要である』とか、『聞き方がおかしい』とか、とにかく5分に一度といってもいいくらいに、いちいち

注文をつけてくるんです。しかも、非常に横暴な口のきかたでね。あんな言われ方をしたら証人も萎縮してしまおうし、まともに話ができない。そのうえ尋問が終わるや、弁論兼和解の期日が指定され、『請求額の200分の1程度の和解なら斡旋してもよい。それ以上は控訴審でやってくれ』と断言されたんです。長年弁護士をやっている、あんな裁判官は初めてでしたね」

K弁護士の憤りも無理はない。Aさんの場合、裁判官が言うような「株の投機」が目的ではなかったからだ。原告のAさんは、ある大手企業の部長職を務めるサラリーマンだった。親族が死亡したためその資産を引き継ぎ、「安全運用」ということで、相続税対策として3億円を某大手証券会社に預けていたのだが、実際にはほとんど勝手に運用され、3億円はあつという

間になくなってしまったというのだ。

納得できなかったAさんは、意を決して大手証券会社を相手にこの裁判を起こし、損害賠償を請求していたのだった。

ところが、いきなり裁判官から、  
「株なんかに手を出すのはおかしい」

と説教されてしまったのだから、いったい何のため提訴したのかわからなくなってしまったにちがいない。

K弁護士は語る。

「とにかく一審の裁判官は、こんなことで司法制度を利用するのはおかしいと言わんばかりでした。あまりの常識のなさに驚きましたね。裁判官がそういう偏った考えなら、いち早く判決をもらい、控訴審で結論を出すべきだと考えて、私たちは和解を拒否しました。そうしたら今度は、判決の言い渡し期日をたびたび延期されてね。私が裁判所に問い合わせても、なしのつぶて。結局、1年間も放置されたんです。頭にきたAさんは、裁判所の所長に『いくらなんでも遅すぎると上申書を出したんですが、それでも事態は変わ

らなかったのです、ついに最高裁の長官に抗議書を出しました。そうしたら、急にバタバタと判決が出たんです。

とにかく、今回の判決遅延はひどすぎますよ。敗訴判決なら敗訴判決でいいから、決められた期日に出してくれればいいのに、それを職権で1カ月、2カ月、3カ月と延ばし、とうとう1年も遅らせたわけです。最初から原告が負けると裁判官自身が言っている判決をなぜ1年も伸ばすのか? 判決を書かないということは、公務員としての職務怠慢ですよ」

ちなみに、原告のAさんが最高裁長官宛てに出した「抗議書」は次のようなものだった。

判決言い渡し時の著しい遅延に対する抗議書

最高裁判所長官殿

私は平成\*年(ワ)第\*\*\*号損害賠償請求事件の原告本人であります。

本事件は、昨年の平成九年三月\*日に結審し、



六月二十日を判決言い渡し期日と裁判長から言い渡されました。ところが、判決言い渡し期日直前になって、いきなり裁判長からこれを変更する旨の連絡が弁護士に入りました。その後、弁護士を通じて、どのようなになったのかをたずねましたが、裁判所の都合により延びています、期日は追って連絡するの一点張りです。

民事訴訟法では、結審後二カ月以内に判決を言い渡さなくてはならない努力義務があると聞いていますが、これをまったく無視されております。

私は個人として、\*\*証券より三億円もの被害にあった立場で、一刻も早く司法救済を受けたいと思い、裁判所におすがりすべく司法手続きを取ったものです。結審後、一年以上も遅延の明確な理由説明すらなく判決をせずに放置することが許されるものでしょうか。

敗訴であるならば直ちに控訴して高等裁判所の判断を仰ぐ所存ですが、それもできない状況であります。

私はこの訴訟のために弁護士費用もかけ、印紙

た判決内容は、さらにAさんを落胆させるものだった。地裁判決の最後の部分を一部抜粋すると……、

\*証券は、\*\*株についてその説明をせず、ワラント取引の確認書を得ないまま\*\*水産ワラントを買い付け、一任勘定取引を行い、全体として多額の取引を勧誘し、又は取引の一任勘定に基づいて売買した点など証券取引法を初めとする収集の規制法規に違反する行為を行っており、その勧誘又は取引の態様は決して適切なものとはいえない。

ここまで読んでいくと、顧客に3億円の損失を与えた証券会社の対応には、かなり問題があるかのように見える。

ところが、判決文は、さらにこう続いていくのだ。

しかしながら、本件取引について、原告が業務上の関係があることから自己の取引について便宜を図ってもらうことを期待し、納税に充てるまでの間、定期預金を損失発生の危険内包する証券取引に当て、取引内

代をかけ、そして地方裁判所での長い審理に時間を使いました。その間に、困窮の度合いが進み、税金の滞納に寄る督促、金融機関による返済の強要を受け、きわめて差し迫った事態になっております。老齢の父母の病状も悪化し、八方塞状態であります。

司法救済だけが、残された頼るべき道と信じて訴えを提起したのに、まるで被告会社\*\*証券に加担するかのような結果になる著しい判決遅延は、司法の公平性を欠くばかりか、一市井人である原告に死を迫るものであると申し上げるしかありません。

最高裁判所長官ならびに地方裁判所所長にあらせられては、司法行政担当者として末端ではこのようなことが起こっていることを認識されるべく、ここに嚴重に抗議するものです。

平成十年\*月\*日

以上

ところが、「抗議書」を出した後によく出され

容については被告担当者に任せきりにした点が問題である。

本件において、\*\*から原告の損失補てんをすることを確約するなど社会的相当性を逸脱する働きかけがあった等の事情は見当らず、\*\*の勧誘又は取引状況は、大手\*\*会社の\*\*\*部部長として企業の危機管理を得意分野とする原告の投資判断を誤らせ、損失の拡大を招くようなものと認めるには足りない。

会社同士の繋がりから投資における自己責任を回避しようとし、損失が出るやその補填を求めることは、もとより許されることではなく、かかる者に対し、投資家保護の名の下に法的救済を与える余地はない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の本訴請求は、理由がなく、これを棄却すべきである。

東京地方裁判所民事第一部

裁判長裁判官 江見弘武

「被告担当者に任せきりにした点が問題」というなら

は、一任勘定で原告の勝訴となるはずなのに、結果的にはまったく逆の判決になっている。この裁判長は、過去に一連の不祥事を起こした証券会社の体質をどう見ているのだろうか。

### 「家財道具差し押さえ」の意味を知らなかったお粗末裁判官

家財道具差し押さえの強制執行、といっても実際には家財道具を運び出すということはほとんどない。経験者ならばご存じのとおり（？）、実務上は債務者の関係者がその場で買い戻すのが普通である。

ところが、神戸地方裁判所の裁判官は、ある民事裁判の補充尋問で証言台に立った原告のBさんに、こう尋ねた。

「差し押さえ、競売の行なわれた日に、家に帰ってテレビはありましたか？ タンスはありましたか？」

その質問に対して、Bさんはこう答えた。

「はい、いつもと変わりなく、ありました」

Bさんは何も隠さず、ただ当時の状況について、あ

りのままのことを正直に答えただけだった。

ところが、この裁判官は、なんと判決文の中で、「家財道具差し押さえについての原告（Bさん）の供述は信用できない」

つまり、家具が家の中にあつたというBさんの証言は「ウソ」だと認定して、あっさりBさんを敗訴させてしまったのだ。

そう、実はこの裁判官、家財道具差し押さえの強制執行に立ち会った経験がまったくなく、執行日には家財道具そのものを外へ運び出すものと思込んでいたのだ。

この裁判でBさんの代理人を務めた、松山市の野垣康之弁護士はこう語る。

「一審判決は、裁判官の経験不足、常識のなさに基づく明らかな誤審です。Bさんは、法廷ですべて真実を述べたにもかかわらず、一審の裁判官から『不自然な供述で信用できない』という内容の判決理由を書かれたことについて怒りがおさまらず、何日も眠れなかつたそうです」

あまりにひどい判決内容に納得できなかったBさん

はすぐに控訴を決め、野垣弁護士は大阪高等裁判所で次のように反論した。

①家財道具の差し押さえ・競売の日は、いずれもBさんの出勤日で、Bさんは家にいなかった。おそらく妻が対応したのではないか。

②「家財道具の競売」といっても、実際にトラックで家財道具を運ぶケースは、明渡断行でもないかぎりほとんどなく、買取屋が指定した金額より何割か上積みして債務者の関係者が買い戻すのが実際である。大阪高裁はこの反論に対して、どのような判断を下したのだろうか。その判決の前に、事件の概要と一審判決を見てみよう。

### 事件の概要

Bさんの妻が、Bさんに内緒で多額の借財をし、平成3年にはBさんの実印まで勝手に使用して公正証書を作成。平成8年、サラ金会社があるときの公正証書に基づいてBさんの給料を差し押さえてきたので、Bさんは裁判を起こし、「公正証書は偽造されたものだ」

と、差し押さえの無効を主張していた。

浪費のひどかった妻は平成6年には準禁治産宣告をされ、Bさんとは平成7年にすでに離婚していた。元妻は、離婚後の平成9年に内縁の夫と共謀して阪神大震災の被災者を装い、災害救援援助貸付を騙し取った容疑で逮捕されたという事実もあり、誰の目から見ても元妻が勝手に公正証書を偽造したのは明らかだった。それに対して、サラ金会社側の唯一の反論は、

「同じ公正証書で、平成4年に夫宅の家財道具の差し押さえ、競売が行なわれているが、そのとき夫であるBさんは異議を述べなかったではないか」というものだった。

以下は、この事件の概要と問題の判決文（一部抜粋）である。地裁と高裁の判断を、じっくり読み比べてみよう。

#### 〈神戸地方裁判所の判断〉

平成9年7月31日

主文

一、原告の請求を棄却する。

(中略)

……平成四年の五月一八日に、被告(サラ金会社)の本件公正証書を債務名義とする申立に基づき神戸地方裁判所伊丹支部執行官により、テレビ、ビデオ、応接セット、座卓、エアコン等の主だった家財道具につき差押えを受け、同年七月一日には、それらを競売されながら、それらの処分に対して何ら異議を申し立てておらず(乙二、三、原告本人尋問の結果)、そのことにつき何ら合理的な説明をしていないこと(この点につき、原告(Aさん)は、右差押え及び競売当日は、原告は出勤して不在であったため、そのような事態に気が付かなかった旨主張し、原告本人尋問において、それに沿う供述をする部分があるが、原告本人の供述によれば、平成四年の三月か四月には既に妻がサラ金から多額の借金をしていることが明らかになったのであり、右差押えを受けた家財道具の品目、原告本人が供述する、これらの原告方において置かれていた場所、使用態様等に照らして、

主文

一、原判決を取り消す。

(中略)

……被控訴人(サラ金会社)は、平成四年五月一八日、控訴人(Aさん)に対し、本件公正証書に基づき有体動産の強制執行をなしたが、これに対し、控訴人から何らの異議がなかった旨主張する。しかしながら、本件公正証書に基づく被控訴人からの動産に対する強制執行の申立により、神戸地方裁判所伊丹支部執行官は、平成四年五月一八日午後〇時二五分から三〇分までの間、控訴人方(Aさんの自宅)で控訴人所有の動産(家財道具)の差押えをし、同年七月一日午前九時一〇分から二〇分までの間に、控訴人方これをせり売りましたところ、控訴人は、右各日時には、勤務先の会社に出勤していて、不在であったこと(甲一七の1、2、乙二、三、控訴人本人)、右競売りにかかる動産については、買受人によって控訴人方から運び出された事はなく、控訴人の関係者によつ

原告(Aさん)が右差押え及び競売時には不在であったとしても、帰宅して、これら家財道具が差押えを受けたことも、さらには競売されて家からなくなっていることにも気が付かなかったというのはおよそ不自然といわざるを得ず、原告の主張に沿う右供述部分は信用できないのであって、原告右主張は理由がない。)に照らすと、甲四及び乙一の各原告作成名義部分の印影が原告の意思に基づいて顕出されたとの推定を揺るがすものではない。(傍線筆者、以下同)

(中略)

以上によれば、原告の本件請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

この明らかなトリアルエラーに対して、大阪高裁は次のような判断を下し、地裁判決を取り消した。

〈大阪高等裁判所の判断〉

平成10年1月29日

て、買い戻されたと推認できること(甲二四ないし二八、控訴人本人)に照らせば、控訴人は、右差押え及び競り売りの事実を知らなかったということができるから、これについて異議を述べなかつたことをもって、控訴人が、甲四及び乙一の控訴人名義の署名押印を承知していたと推認することはできない。

他に、控訴人が本件保証及び本件公正証書作成嘱託の委任をなしたことを認めるに足りる証拠はない。したがって、本件公正証書中控訴人関係部分はその効力がないものというべきである。

結論

以上のとおり、本件公正証書中控訴人関係部分はその効力がないものというべきであるから、これに基づく強制執行を許さないことを求める控訴人の請求は理由があるものとして、これを容認すべきである。

よって、これと異なる原判決を取り消して、控訴人の本件請求を容認し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法六七条、六一一条を、強制執行停止決定

の認可とその仮執行宣言につき民事執行法三七条を適用して、主文のとおり判決する。

『六法全書』に書かれた「強制執行」の意味だけ丸暗記したような裁判官は、やはり現実からズレざるをえないのか。

野垣弁護士は語る。

「日本の場合、司法試験に合格した者がそのまま裁判官になる制度が採用されていますが、複雑多様な事象が生起する社会のさまざまな事件について、社会経験の乏しい裁判官が正しく事実認定するには限界があります。欧米のように、10年以上弁護士経験を経た者の中から裁判官を任命するような制度にすれば、本件のような経験不足による誤審は避けられると思います」

それにしても、裁判官の経験不足による思い込みほど恐ろしいものはない。ありのままを証言したひとり人間を簡単に「嘘つき」呼ばわりし、だから信用できないと切り捨てる……。

結局、Aさんは地裁裁判官の無知のために、本来なら必要のなかった控訴を強いられ、高裁判決までの約

6カ月間をムダに費やさなければならなかったのである。

### 社会経験のない裁判官

各国の裁判官を知っている国際弁護士・石角完爾氏は、日本の裁判所の現状についてこう語る。

「全然ダメ。国際的に見てレベルが低すぎる。社会経験が全然ありませんね。弁護士の私が言うのもなんですが、日本で一番遅れているのが暗黒の恥部は、司法界ですよ。その次に遅れているのが医学界。政治家はもう、どうしようもなく墮落しているけれどもね……」

裁判所も司法も警察も医者も政治家も、要は、一国のモラルの中心になるモラルエリートたちなんです。国の命運を左右するような意思決定をする大切なところなんです。そこでこれだけの墮落が起こっているということは、もうモラルの崩壊なんですよね、この現象は。日本は、もう不可逆的なレベルまで行ってしまっているという感じがします。

やっぱり裁判官というのは、司法試験の受験エリ

トだけじゃなく、世間のいろんなことを経験した人を採用すべきですよ。日本の場合は、司法試験の成績のいい人だけを、ずーっと純粹培養するもんだから、どうしても頭が堅くなります。彼らはそれ以外のことを、何も知らないんだから。

ワラントなど証券被害のケースを見ても、そもそも自分で株をやったこともない裁判官に、株の事件の判決が書けるわけがない。一度でも自分でやってみて、ああ、証券会社のセールスマンというのは、こういうものかと理解してからならまだしも、何も知らないのに書くから変な判決になるんです。

たとえば、本当は証券会社のセールスマンがめちゃめちゃな取引をしたのか、それとも、原告がひとつひとつ注文したのかという事実認定は、実際にビデオでも撮っておいてリプレイするわけじゃないんだから、誰にもわからないわけですよ。それを裁判官が過去に遡って認定するということは、歴史を、つまり過去の事実を作っていることになりすよね。

本当はどうだったのかということは、10人くらいの一般市民がどうもこつちらしいと感じる、そういう感

覚のほうが正義であって、司法試験の受験エリートに『こうだったにちがいない!』と勝手な思い込みをされたんじゃ、浮かばれないことが多いんですよ。そもそもそんなことを、彼らがやること自体、間違っていると私は思いますね。

私が弁護士を25年やっていて問題があると感じた裁判官は2人くらいですが、でも、そういう人がひとりでも交じっていたらおかしいんですよ。だって、原告にとつては一生に一度の一大事。たまたま当たったのがそういう裁判官だったら、その人の人生は本当に狂ってくるわけですからね」

セクハラレイプがなかったという判決は書けない!

## 「世間の目」を意識する裁判官

日弁連アンケートの「民事／和解」という項をめぐっている、

「セクハラをやったかやらなかったか、そんなことは神様でなければわからない!」

という言葉が、いきなり目に飛び込んできた。

えっ? と思つてよく読んでみると、それはセクハラレイプで訴えられていた男性本人から出た言葉ではなく、なんと裁判官が最終の和解期日に発した言葉だという。

たしかに「やったかやっていないか」は、ビデオでも撮っていないかぎり誰にもわからないだろう。しかし、真実がわからないなかで、さまざま証拠をもとにどちらの言い分が正しいのかを判断するのが裁判官の本当の役割ではないのか?

アンケートには、この事件で男性側の代理人を担当

した後藤富士子弁護士のコメントが続いていた。

「この裁判官は、和解勧告のとき、『セクハラレイプの心証はとれないが、原告の女性に退職金相当の和解金を支払え』と、男性側に50万円での和解を強要してきました。ところが、男性側が『レイプは女性の捏造だ』と主張してこれを拒否したところ、結局、原告(女性)勝訴の判決がなされたのです」

ということ、この男性がレイプをしたというはっきりした裏づけがないまま、レイプがあつたと事実認定がなされてしまったということなのか。

私はさっそく後藤弁護士に会つて事件の顛末を聞くことになった。

そんなこと神様でなければわからない

この裁判は、40歳代の女性が自分の勤める会社の社長にレイプされたと訴え、慰謝料を請求したものだ。社員は、社長以外にこの女性ひとりだけである。しかし、社長はまったく身に覚えがないと主張している。

後藤弁護士は語る。

「この事件の場合は、女性の言い分にかかなりの矛盾があり、裁判官も彼女の証言は虚偽ではないかと疑っていました。ところが、ちょうどこの頃、横山ノック元大阪府知事のセクハラ事件が頻繁に報道されていたのです。」

裁判官は、それをとても気にしていたようで、和解の席で私たちに向かって、『今はこの種の事件についてマスコミや一般から厳しい目が向けられているのでセクハラはなかったという判決は書けない』と、悪びれもせず、はっきり言ったんです。驚いた男性が、『自分はやっていない』と主張すると、今度は裁判官の口から、『セクハラをやったかやらなかったか、そ

んなことは神様でなければわからない!』という言葉が飛び出し、こちらが和解を拒否したら、男性に300万円の支払いを求める判決が出されてしまったのです」

呆れ返つた男性は、すぐさま控訴を決めたという。

以下は、後藤弁護士が高裁に提出した「控訴理由書」のまとめの部分である。

### 控訴理由書

以上のとおり、原判決が「具体的、詳細かつ明確である」として原告の訴状での主張を丸呑みして認定した「強姦未遂」の事実、具体的に詳細ではあつても、矛盾に満ちていて明確ではない。(中略)

それにもかかわらず、原判決が「強姦未遂」を認定したのは、何が何でも認容するのだという結論のもとに、それを否定するに足る証拠を無視して導き出したからである。原判決は、担当裁判官が、結審後の和解勧告でも「セクハラ、レイプな

らこのような低い金額ではすまない」と「解決金五〇万円」を提示し、「やっていない」と言って被告を拒絶した被告に対し、「やったかやっていないかなんて神様でなければわからない」「マスコミなど、この種の事件を見る目が厳しくなっているので、セクハラ、レイプはなかったという判決は書けない」と宣言してなしたものである。裁判官のかような不見識には唾然として言葉もなかったが、「強姦未遂」という被告にとっては刑法犯が問われていること（乙第三六号証／原告代理人\*\*弁護士からの内容証明郵便では、「刑法上も強姦未遂罪を構成するものではありません。」としている）に照らせば、証拠に基づく厳格な事実認定がなされるべきであろう。

### 裁判所の能力はものすごく落ちている

後藤弁護士は、この裁判官の一連の判断について厳しく指摘する。

いるなか、もし、判決で原告の女性側を敗訴にしてしまつたら、さまざまな批判が飛んでくる可能性も考えられる。

「そうなたら面倒くさいから、やっぱりセクハラがあつたことにおこう」

この裁判官がそう決断したのかどうかはわからないが、少なくとも世間の目を気にして今回の判決を出したことは事実である。当事者としてはたまつたものではない。

後藤弁護士はこう嘆く。



「『マスコミが注目しているからセクハラはなかったという判決は書けない』と言われたときには、さすがの私も開いた口がふさがらず、反撃できませんでしたね。とにかく、和解の金額からして不自然でしょう。もし、本当にセクハラレイプがあつたら、50万円なんて金額でおさまるわけがありませんよ。結局、裁判官自身はセクハラの内証は取れなかったのに、「世間の目」を理由に、判決でセクハラはあつたと認定してしまつた……、とんでもないことです。」

本来、裁判官というのは良心に従い、独立して職権を行使する、つまり外からの圧力に屈せずに、自分で判断しなければいけない。ところが、この事件を見てもわかるように、判決なんて実にインチキです。つまり、どっちの結論でも書いてしまう。原告勝訴といえどそれにあわせて、被告勝訴といえど、そっちの請求は棄却……。書こうと思えばどうにでも書けるんですよ」

たしかにセクハラ事件で女性が男性を訴えたとき、無条件で女性の側を応援する人は多いだろう。とくに、セクハラ事件にマスコミや一般市民の注目が集まると

「私は今の裁判官の能力つてものすごく落ちていると思いますよ。何というか、もう目を覆うばかり……。やっぱり、法曹一元にするとか、陪審制にするとか、大きく体制を変えて、司法そのものもつと国民的な基盤を持たなければ、裁判の正当性なんて振り回せるわけありません。」

裁判官が間違つたり、勝手な判断を下すなんて、絶対にそういうものであつてはいけないのです」

この事件は、現在も高裁で係争中である。

「人格者」であってほしいが

## 裁判官の問題な「発言と行動」

日弁連のアンケートのなかには、明らかな「トライアルエラー」のほかに、裁判官による「問題発言」や、「問題行動」についての事例報告も多数寄せられている。

私も取材でよく裁判の傍聴に行くのだが、最初の頃、気になってしかたがなかったのは、裁判官の大あくびや居眠りだった。もちろん、裁判官だって人間なのだからしかたがないと言えるが、とくに、午後3時前後の法廷ではそんな光景がよく見られ、見ているこっちがハラハラしてしまう。

つい先日、正面に座っている3人の裁判官のうち真ん中の裁判長が、眠気覚ましのためか、意味もなく証拠書類をペラペラとめくり続けていた。私はそれが気になって、証人尋問の細かなやりとりをうっかり聞き漏らしてしまった。もちろん、裁判官自身も、その

ときの証人尋問などまったく聞いていなかったはずだ。また、黒い法服を着た裁判官が、法廷で鼻をほじくったり鼻毛を抜くという姿も、一般市民としてはできれば見たくないシーンである。あれを見てもうと、裁判官に対して抱いていた「崇高」なイメージが、一瞬にして崩れてしまう。傍聴席で原告本人が、実際にそれを見てしまうと、後で例外なく「裁判官にはまったく真剣味がない！」と怒り出すのだが、その気持ちは私自身も「原告」を経験したひとりとして、痛いほどよくわかる。

しかし、今回アンケートに寄せられた「裁判官の問題行動」は、こんなレベルのものばかりではなかった。全国各地の弁護士から寄せられた回答の中から、とくに目立った「キーワード」を並べてみると……、「横柄かつ高圧的」

「親はなくとも子は育つ」

ある離婚訴訟の控訴審。その和解の席上で、東京高裁の裁判長は、夫に向かってこう言った。

「親はなくとも子は育つ！ あなたが知らないうちに子どもが大きくなるのであればいいではないか。子どもなんか、わずらわしいことも多々ありますよ……」  
夫側の代理人を務めた、山梨の加藤啓二弁護士はこう振り返る。

「親権をめぐって争っている当事者に向かって、いくらなんでもこういう言い方はないでしょう。あまりにもこちらの思いとかけ離れた裁判官の言葉に、正直言って驚きましたね」

当時、この夫婦の間には、小学生の2人の子どもがいた。一番では「親権者を母にする」という判決が下されていたが、「どうしても子どもたちを妻には任せられない」と思った夫は、半分あきらめながらも、控訴に踏み切ったのだった。

加藤弁護士は語る。

「実は、私の依頼者である夫は、心の中のどこかに、

「法廷ではまるで帝王のごとく振舞う」

「被告人のことを『お前』と呼ぶ」

「勝ち筋の事件でも、弁護士や当事者から批判的な言動が出ると、敗訴判決でお返しされる」

「巨大企業、権力への盲従」

「社会経験の不足」

「和解に従わなければ不利になりますよと脅して、強引に和解を勧める」

「証拠調べもせずに、いきなり判決を出すのはやめてほしい」

「尋問中、要領をえない答弁をすると、怒鳴りつける」

「当事者の前での暴言はやめてほしい」

こういった言葉が、さまざまな事例のなかで次から次へと出てくるのだ。

では、個々の事件において、裁判官は実際にどんな問題発言をし、どんな問題行動をとったのか？ 日弁連のアンケート結果をもとに、さっそくチェックしてみたいと思う。

高裁の裁判官に人生を論してくれるようなひとを言つてもらつて、納得したいという思いがあつたのです。ところが現実には、論してもらうどころか、裁判官のこの言葉に呆れ返つて、和解に応じてしまいました」

### 裁判所は「疑わしきは罰する」だ

「原告尋問をして、ガス抜きをしてから和解の話をしてみましょう」

という裁判官の言葉に憤りを感じたというのは、婚約を解消された女性（原告）の代理人を務めたE弁護士である。

E弁護士はこう指摘する。

「たとえ心の中でそう思つてはいても、裁判官がこういうことを口に出してはいけません。このケースは、結婚の約束があつたにもかかわらず男性にその気がなくなり、女性が婚約者である男性との間にできた子どもを墮ろしたという事案でした。原告の代理人として私は、慰謝料請求をし、『和解には応じられない、慰謝料がいくらであつても判決をもらいたい』と主張し

また、ある県の小さな地方裁判所では、今から数年前に、「最悪」の時期があつたという。ただでさえ少数しかいない裁判官のうち、半数以上の人に「人格的な問題があつた」ため、裁判所の雰囲気さがわめて悪くなったというのだ。

たしかにアンケートを見てみると、同様の問題発言は特定の県に集中して発生していることがわかる。

実は、前出の「ガス抜き……」発言と以下の3つのケースは、いずれも同じ地域の実例報告からピックアップしたものである（ただし裁判官が同一人物かどうかはわからないが）。

さつそく中味を見てみよう。

#### 〈ケース①〉

私（弁護士）が時間どおりに法廷へ行つたら、前の事件の審理中だった。書記官が、私が来たことを裁判官に告げると、「待たしておけ！」という声が聞こえた。結局、そのまま1時間近く待つことになった。それなら最初から時間をずらしておけばいいのに、この裁判官は、同じ時間に3〜4件入れる。しかも、弁護

ていたのです。原告本人が法廷にいなかったからまだよかつたのですが、もし本人がいたら、裁判所を信頼しなくなつてしまいます。裁判官は、和解で落ちる（解決する）事件と落ちない事件の見極めが必要ですよ」

結局、この事件では和解は成立せず、判決を待つことになった。

さらに、今回のアンケートのなかには、こういった男女間の訴訟に関して、裁判官の常識を疑いたくなるような問題発言もいくつか見られた。

たとえば、「DV」といわれる夫の暴力が原因の訴訟のなかで、なんと裁判官が、

「自分も妻を殴ることはある」

と発言したというのだ。

被害を受けた女性たちは、男性側の暴力に耐えきれず、決死の覚悟で訴訟を起こしているというのに、裁判官自らが夫婦間の暴力を肯定してしまつたら、いったいどうなるのか。このような意識を持つ裁判官に当たつてしまつたら、いったい女性たちはどこに救いを求めればよいのだろうか？

士や当事者を待たせたことに対して謝罪すべきであるのに、その意識がまったく欠けている。

#### 〈ケース②〉

恐喝事件の見張りをしていたAが、共同正犯として起訴された。実質は幫助罪である。1回目の公判で罪を認め、保釈申請をしたら、裁判官が、「キミは駆け出しだからわからないだろうが、Aは黒幕で、いちばん罪が重いはずだよ。教科書の世界では疑わしきは罰せずだが、裁判所では疑わしきは罰するだよ」と言つた。私（弁護士）は呆れ果てて、「それなら検察官にAが主犯と思うかどうか、この場で聞いてほしい」と言つた。裁判官は駄々っ子を見つめるような目つきをして、検察官に電話をしたところ、検察官は、「Aは幫助的役割だと思ふ」と答えた。裁判官は謝罪もせず、「200万円！」と保釈金額を怒鳴るように言つた。

#### 〈ケース③〉

一審判決で認めた慰謝料は、90万円と低い金額だった。ところが、控訴したら200万円に上がった。事件記録が裁判所に戻り、廊下で一審の裁判官に会つたら、私（弁護士）が何も言わないのに話しかけてきて、



「いやあ、やっぱり（慰謝料が）安かったですかね。あれは修習生に書かせたものでね。私はもっと高くするべきだと思ったのですがね……」と言った。裁判官なら、自分の責任で判決を書いてほしい。

ちなみにこの裁判所では、「最悪の裁判官」が転勤してから雰囲気がよくなり、最近はこのような不満も出てこなくなったという。

それにしても、弁護士が言うところの「最悪の裁判官」は、今どこの都道府県の裁判所に潜んでいるのだろうか？

裁判は「ババ抜き」ではない。が、現実に裁判官の中にこのような「ババ」が隠れているとしたら……。これは、一般市民としては笑っていられない、重大問題である。

### 自信を持って、裁判官！

さて、「横柄で帝王のよう」という裁判官の態度を問題視する声は数多いが、アンケートでは、逆に、

「自信のなさそうな裁判官」に不安を感じているという意見も多く見られた。

横浜の齋藤秀樹弁護士はこう語る。

「貸金返還請求事件の本人尋問のときでした。裁判官が突然、「私は長い間、刑事事件ばかりやってきたので、民事のことはよくわからない……」と言いだしたのです。たしかにその裁判官は、家庭裁判所の少年部長だったそうですが、それを言っちゃおしまいです。結局、そのひと言で、裁判所に対する依頼者の信頼がすっかり失われてしまいました。」

裁判官というのは基本的に、一般市民から信頼される存在であり、一定の評価をされています。また、そういう信頼をみんなで作っていかねければならない。でなければ、裁判所は紛争解決機関として機能しません。裁判官は、国民からどう思われているか、もっと自覚を持ってほしいものです」

アンケートからはこのほかにも、「帝王」というイメージとはまったく逆の裁判官像も、次々に浮かび上がってきた。

たとえば、法廷で、

「私は何をしたらいいのですか？」

と尋ねた裁判官。

現場立会いでの検証を依頼したところ、

「見てもわかりませんから……」

と、あっさり言うてのけた裁判官。

忙しいせいもあるのだろうか、

「私は何件も抱えているのですから、いきなり事件のことを話されても理解できません」

「私もサラリーマンですから、わかってください」

と、最初から逃げに走る裁判官。

国家賠償訴訟では、なんと弁護士にこう尋ねてきた裁判官もいるという。

「そういった請求を認めている判決は、過去にありますか？」

また、和解を勧めるときに発する言葉も、控えめな裁判官の場合にはこんなふうになる。

「私の顔も立ってください」

「なんとか譲歩してくださいよ……」

そして、無事に和解が成立すれば、まるでナニワの商人のように、

「ありがとうございました」

と、頭をベコベコ下げるといふのだ。

たしかに面倒な判決文を書かなくてすむわけだから、頭を下げてでもなんとかうまく落としたい（事件を終わらせたい）というのが裁判官の本音なのかもしれないが、我々にとっては一生に一度あるかないかの一大事なのである。何も、裁判官の顔を立てるために訴訟を起こしたわけではないのだ。

「帝王」のように威張って、高い段の上から怒鳴りつけられるのも不愉快だが、こんなふうにベコベコされても困ってしまう。

やはり、人格の備わった尊敬できる裁判官に、納得のいく判断を下してほしいのである。